



Setouchi Kirei

太陽のまちプロジェクト

～ 錦海塩田跡地振興事業におけるまちづくり実施方針 ～

令和3年3月改定

瀬戸内市

目次

第 1	『太陽のまちプロジェクト』基本方針	1
第 2	実施期間	2
第 3	推進体制	3
第 4	まちづくりの進め方	3
1	実施主体	3
2	財源の措置	3
3	施策内容の検討	3
第 5	財源の管理及び活用	3
1	財源の維持・管理	3
2	財源の活用方針	4
第 6	地域の活性化に向けたまちづくりの取組方針	7
1	取組方針	7
2	事業計画（令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度まで）	9



写真：錦海塩田跡地全景（平成 24 年撮影）

第1 『太陽のまちプロジェクト』基本方針

錦海塩田跡地は、そのほとんどが海面より低い土地であり、常に、ポンプ排水などの安全管理が必要な場所です。市では、塩田跡地の所有会社による管理が不能となった後、安定的な公的管理を求める市民の方々の意向を受け、ポンプ排水の継続を行い地域の浸水被害を防ぐなど、市民の安全・安心を守ることを目的に、平成22年12月に跡地を取得しました。

市においては、跡地の安全性を確保すると同時に、将来にわたって活かした土地、活かした場所にできるよう、波及効果の高い土地利用を推進していくこととしています。

市では、跡地活用に当たって、公有財産である跡地区域の有効活用や、排水ポンプ、堤防などの整備に、民間企業のノウハウ、資金、提案を活かした官民連携（PPP：Public Private Partnership）の手法を取り入れた取組を進め、平成25年3月に、「市民の安全・安心」を前提とした「地域の活性化」、「環境の保全」、「文化の振興」という3つの基本理念を柱とする将来像の実現を本旨とする錦海塩田跡地活用基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しました。

平成26年4月から、跡地活用事業を施工する実施事業者（以下「事業者」という。）に跡地の貸付を行い、基本計画に沿って、太陽光発電事業を軸とした、安全・安心事業、環境保全事業、まちづくり事業を進め、平成29年1月に安全・安心事業が完了し、平成30年10月から太陽光発電所商業運転を開始しています。

市では、市の魅力や認知度向上を図るため、この取組を『太陽のまちプロジェクト』（以下「本プロジェクト」という。）として掲げ、市政の羅針盤である第3次瀬戸内市総合計画（以下「総合計画」という。）に基づき、今後、厳しさを増す市の財政状況、財政健全化の取組と整合を図りながら推進します。

塩田跡地は、規模の大きさから多様な可能性を秘める一方で、特殊な立地環境から、維持管理に関する課題を抱え、時には負の遺産と呼ばれることもありました。

事業者により、堤防補強による跡地周辺地域への浸水防止など、地域の防災面の「安全・安心の確保と提供」及び、未利用の公有財産を、収益を生み出す土地へ転換し、市は事業者に土地を貸し付けることで、土地貸付収入が入ることになりました。

今後は、この土地貸付収入を有効に活用し、将来のまちづくりにつなげていかなければなりません。

また、太陽光発電事業の実施により、瀬戸内市のCO₂排出量の約半分に相当する年間約192,000tものCO₂削減効果が生ずると推計され、世界規模で取り組まなくてはならない地球温暖化対策に大きく貢献するものです。

一方、太陽光発電事業は、平成30年10月から20年間の長期にわたって発電所が運営される計画です。また、土地貸付料は、この発電所の運営期間にあわせて、毎年、長期的に収入されるものです。

加えて、市は、公有財産の所有者として、将来にわたり住民生活に影響が及ばないよう、跡地のほか、排水ポンプ、堤防など公共施設の管理責任を的確に果たす責務があります。

このように、本プロジェクトは、長期間に及ぶものであり、将来を見据えて、効果的かつ継続的に事業効果を発現させなければなりません。

このため、本プロジェクトを進めていくに当たっては、総合計画で目指す「人と自然が織りなす しあわせ実感都市 瀬戸内」の実現に向けて、太陽の恵みと広大な大地という地域資源を活かした太陽光発電事業による跡地活用から得られる収入財源を計画的に活用し、プロジェクトの財政規律を保ちながら、安全・安心を確保した上で、地域の活性化を柱として、将来につながる施策を進め、『太陽のまち』づくりを行います。

『太陽のまちプロジェクト』

温暖な瀬戸内海地域の太陽の恵みと、広大な塩田跡地という瀬戸内市の地域資源を活かした太陽光発電事業の実施による

- 地域の安全・安心の継続的な確保と提供
- 跡地活用の貸付料収入を財源として、課題解決を図り、また、豊かな自然環境など市の持つ魅力（地域資源）を活かし発展させ、将来につながる取組を進め、活気があり、安心して暮らせるまちづくりを進めるプロジェクト

第2 実施期間

この方針は、総合計画と整合を図り、実施期間等を次のとおりとします。

(1) 方針対象期間

平成 27（2015）年度から、総合計画において目標とする令和 22（2040）年度までのうち、本プロジェクトの事業期間（太陽光発電所の運営が終了するまでの市が貸付料収入を得る期間。）の終了年度までとします。

(2) 事業計画期間

第 1 期の事業計画期間は、平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度までとし、第 2 期の事業計画期間は令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 か年とします。以後、5 年ごとを目処に事業計画の見直しを行います。

第3 推進体制

市民ニーズ、市政の課題、社会情勢に即応したまちづくりを円滑に推進するためには、市役所の各部署で取り組んでいる地域活性化に向けた施策と密接な連携が必要であるため、総合政策部企画振興課が中心となり、関係部署との役割を整理し、全庁的に連携して、取り組むべき施策に関する調査研究、施策展開を行います。

第4 まちづくりの進め方

1 実施主体

まちづくりは、市政、市民生活に大きく関わることであり、事業者ではなく、公共主体である市において実施することとしています。

2 財源の措置

跡地活用により市が得る貸付料収入を財源とし、市の予算として、施策を実施していきます。跡地活用による貸付料は、各年度に一定額ずつ、長期的に収入されるものであり、プロジェクトは、財源の目処を立て、裏づけを持った形で進めます。

年 度	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8～R19 の毎年度	R20 (2038)
収入額	4.65 億円	4.65 億円	4.65 億円	4.65 億円	4.65 億円	4.65 億円	1.65 億円

3 施策内容の検討

後述の「第5 財源の管理及び活用」及び、「第6 地域の活性化に向けたまちづくりの取組方針」を基準とした上で、毎年度の予算編成過程などにおいて、市議会などの意見を聴きながら、必要性、費用対効果を十分検討して実施施策に反映させます。

一度にまとまった投資でなく、毎年度、収入される貸付料を維持しながら、順次、有効に活用することとし、より実行性、実現性が高い取組を進めます。

第5 財源の管理及び活用

1 財源の維持・管理

(1) 基金の設置

貸付料収入は、錦海塩田跡地等の維持保全を行うとともに、まちの活性化を図るために必要な施策の実施を目的とした、特定目的基金を設置し、これに積み立てます。

本プロジェクトの財源の維持に加え、基金からの繰入金を実施施策の財源とすることで、施策を推進するとともに、事業目的を明確化し、財源の適正な管理、活用を行います。

(2) 安全・安心の確保

跡地のほか、排水ポンプ、堤防など公共施設の適正な管理による市民の安全・安心の確保は、本プロジェクトの最も重要な要素であり、市が、塩田跡地を取得した目的です。

このため、塩田跡地の公共施設の適正な維持管理費用（以下「跡地等維持管理費用」という。）をまず確保し、産業建設部建設課にて適正な維持管理を行う費用として、優先的に活用します。

また、将来を見据えて、施設の更新、維持修繕の確実な実施及び、自然災害等により施設が罹災した場合などに対応するため、基金に一定額を確保・維持し、不測の事態に備えます。

2 財源の活用方針

(1) 貸付料収入

本プロジェクトの事業期間は、平成 26(2014)年から令和 20(2038)年までの予定であり、期間全体での貸付料収入想定額は次表のとおりです。なお、表中の地域振興に関する事業費に係る貸付料は、地域振興への寄与を表明している事業者との協議により、貸付料として市が確保したものであり、まちづくりを進める費用の規模を定めたものではありません。

区 分	金 額	累計金額
貸付料 【建設期間】	年額 1 億円	4.5 億円 (工事期間 4 年 6 か月)
貸付料 【発電業務開始後の期間】	年額 4 億円	80 億円 (運営期間 20 年間)
貸付料 【地域振興に関する事業費】	16 億円	16 億円 (事業期間中)
計		100.5 億円

(2) 安全・安心の確保のための維持管理費用

跡地等維持管理費用の事業期間中の見込みは、次表のとおりです。この費用は、事業期間中に要する費用に加え、不測の事態に備えて自然災害等により施設が罹災した場合の対策費用、事業期間後も見据えて積み立てておく必要のある費用、緊急的に必要となる維持管理費用を確保することとし、約 61.6 億円と推計しています。

特に、排水ポンプについては、将来にわたり、財政負担が生じることを踏まえた上で、安全・安心の継続的な確保のため、跡地とあわせ取得を決定したものです。このため、安定した運用管理を継続し、この上でまちの活性化を図るとする本プロジェクトの目的の達成に向けて、維持管理費用を事業期間後においても確保することとし、費用推計に反映させています。

なお、堤防復旧・補強費用は、これを実施する場合、災害復旧事業により国の財政支援を受けることを想定していますが、万一の際の実施計画段階において、復旧規模、国の支援等の状況が定まってくることとなります。このため、現段階では、最大規模の災害にも的確に対応できる復旧を想定するとともに、災害復旧事業の通常为国庫負担率（2/3）を適用して、費用を計上しています。

項目	内容	推計費用 (百万円)
【通常分】		
跡地等維持管理	55百万円/年×25年（職員人件費を含む）	1,375
【臨時維持補修・修繕分】		
排水ポンプ 維持管理	本体・電動機・減速機オーバーホール（概ね10年毎に実施） 8百万円/台×4台×2回+3台×1回	88
給水・放流設備維持 管理	給水スクリーン補修、給水作業通路補修 放流口改良、放流管更新、水中ネット更新	302
本体更新	排水ポンプ本体更新（概ね35年毎に実施）	400
開閉弁更新	開閉弁分解整備・更新（概ね10年毎に実施） 約9百万円/台×4台×2回+3台×1回	100
減速機更新	減速機本体更新（概ね20年毎に実施） 6百万円/台×4台	24
電気設備維持管理	受変電設備、配電盤等メンテナンス、更新	55
非常用発電機管理	非常用発電機燃料、タンク検査	10
P C B 廃棄物処理	保管 P C B 廃棄物処理	9
【災害対策分】		
錦海湾堤防復旧・補強	堤体沈下復旧、沈下防止対策・地盤改良対策等恒久的対策(災害復旧事業負担割合 国 2/3:自治体 1/3)	1,600
【将来の維持管理・予備費分】		
跡地等維持管理	将来の維持管理費用・予備費	2,200
計		6,163

(3) まちづくり事業への活用

安全・安心の確保と提供を第一とする本プロジェクトの本旨に従い、貸付料収入想定額 100.5 億円から跡地等維持管理費用推計額約 61.6 億円を差し引いた約 38.9 億円を、まちづくりを進める費用総枠とします。

まちづくりを進める取組内容、費用等は総合計画、瀬戸内市中期財政計画（以下「中期財政計画」という。）などの市政運営計画と整合を図り、社会情勢、市民ニーズの変化などに応じた市政運営計画の見直し、跡地等維持管理の進展にあわせて、適宜、見直しを行います。

まちづくりを進める取組内容、費用等の見直しに当たっては、総合計画における基本計画の内容や第 2 期瀬戸内市太陽のまち創生総合戦略の内容を考慮します。

(4) 期間別のまちづくり事業費用

年度ごとに収入する貸付料の推移と維持管理の実施、災害対策費用等の確保を考慮することによる期間別のまちづくり事業費用の推計は次表のとおりです。

発電業務開始後の本プロジェクトの事業期間の後半において活用できる金額が大きくなることとなります。

なお、災害対策費用 16 億円及び将来の維持管理費用・予備費用 22 億円は、毎年度、一定額を積み立て、合わせて、38 億円とし、これに当該積立額に係る運用益を加え、最終的に、約 41 億円とする計画です。

区 分	H26～R2 (予定)	R3～R7	R8～R12	R13～R17	R18～R20	計
まちづくり事業費用	5.73 億円	9.36 億円	10.18 億円	9.53 億円	4.10 億円	38.90 億円
災害対策費用等 積立額(参考)	6.00 億円	11.00 億円	10.00 億円	10.00 億円	1.00 億円	38.00 億円

(5) 跡地等維持管理、まちづくり事業の費用枠等

上記で定めた、跡地等維持管理費用推計額、まちづくり事業費用総枠、期間別のまちづくり事業費用は、貸付料収入に対する各費用の枠組みを示すものです。

前述のとおり、必要性、費用対効果を十分検討して、施策内容を決定、実施することとし、各費用枠の使い切りを行うものではなく、各年度で生じた費用枠の残額については、基金に積み立てておくこととし、後年度の施策実施、財政負担軽減等のために確保・維持します。

また、事業実施に、交付金、補助金等の国等の財政支援が活用できる場合は、これを、貸付料収入（基金からの繰入金）よりも、優先して活用することとします。

(6) 財政健全化に向けての取組

今後の社会保障費の増加、人口減少による税収の減少などにより市の財政運営は、依然として厳しい状況が続くことから、財政健全化の取組は、必ず、成し遂げなくてはならない命題です。

跡地活用による財源の確保は、中期財政計画において、歳入確保の具体的方策として掲げられています。これに従い、自主財源として新たに得る貸付料収入を、従来一般財源で対応していた跡地等維持管理に活用することに加え、厳しい財政状況下においても、推進、拡充、あるいは継続する必要性が高く、かつ、後述のまちづくりの取組方針に沿った施策に活用していくことにより財政健全化を促進します。

第6 地域の活性化に向けたまちづくりの取組方針

1 取組方針

【方針1】 地域資源を活かしたまちづくり

国内最大級の太陽光発電所をはじめ、発電所と自然が両立した跡地周辺環境、瀬戸内海国立公園に指定された豊かな自然環境、美しい景観や歴史と文化に彩られた観光資源、特色あるブランド特産物など地域特有の資源を活かし発展させるまちづくりを進めます。

【方針2】 好循環をもたらすまちづくり

太陽光発電所が市の魅力の1つとなり、市の魅力や認知度の向上、技術観光による来訪者誘致、これから連なる市全域の観光振興への展開・観光産業の活性化、産業界の注目度向上による産業集積・新たな企業進出など、市に人、モノ、資金が集まり、1つの取組が、次の振興へとつながっていく好循環をもたらすまちづくりを進めます。

【方針3】 将来につながり、子どもたちがまちに誇りを持てるまちづくり・人づくり

今後、少子高齢化・人口減少が進展する中で、活力ある学校づくり、子どもたちへの環境学習等による環境意識の醸成や、市民ニーズに即した子育て支援対策、定住促進対策などにより、安心して暮らしやすい環境を整え、まちに誇りを持つことができ、瀬戸内市に住みたい、住み続けたいと実感できる将来につながるまちづくりを進めます。



市のマスコットキャラクター「セットちゃん」

【取組のイメージ】

- 未利用公有財産であった塩田跡地に利用価値を付加、利活用可能で収益を生み出す土地へ転換
- 地域資源の1つとなる国内最大級の太陽光発電所の建設、運営
再生可能エネルギーの導入促進という国の政策に沿った事業の推進
地球温暖化対策の促進
- 排水ポンプ増設、堤防補強などの実施、排水ポンプ、跡地の適正な維持管理の継続実施による安全・安心の確保と提供
- 貸付料収入による財源確保・プロジェクトの財政規律保持

プロジェクトを進める要件の整備



- 跡地周辺環境の整備（来訪しやすい環境、発電所運営と環境保全の両立）
- 瀬戸内市のPR、来訪者誘致、観光の振興
- 活力ある学校づくり
- 子どもたちへの市の魅力や環境保全についての啓発（将来への投資、人づくり）、市民の環境意識の醸成
- 地域活性化や安心な暮らしにつながる市民ニーズに即した子育て支援対策、定住促進対策等の実施 など

施策の展開



- 瀬戸内市の魅力、認知度向上、イメージアップ
- 市全域の観光振興への展開・観光産業の活性化
- 産業の集積、新たな企業進出、新エネルギー関連企業等の集積、新技術の開発等の促進、産業・経済への波及効果
- まちの賑わいの創出
- まちへの誇りの高まり
- 定住環境（子育て環境の充実、若者に魅力ある地域など）の向上

施策展開の好循環を目指す効果



- 活気があり、安心して暮らせるまち

2 事業計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度まで）

事業計画期間中に見込まれるまちづくり事業費用を活用し、各年度の活用できる費用に基づいて、【方針1、2、3】に即応した有効な施策を順次、実施します。

- (1) 跡地周辺環境の整備
- (2) 瀬戸内市の魅力、認知度向上、イメージアップにつながるプロジェクトの実施
- (3) 活力ある学校づくり、将来の人づくりのための学習支援
- (4) 子どもたちへの環境学習、市民の環境意識の醸成
- (5) 利用しやすく、「まちの玄関」としてふさわしい駅前整備
- (6) 地域資源を活用した観光の振興
- (7) 結婚、出産、子育てについての希望をかなえる支援、環境の整備・向上
- (8) 定住促進、定住環境の整備・向上



（提供元：東洋エンジニアリング株式会社）